

# 坂出市高齢者福祉計画および 第9期介護保険事業計画の概要

## 1 計画の位置づけ

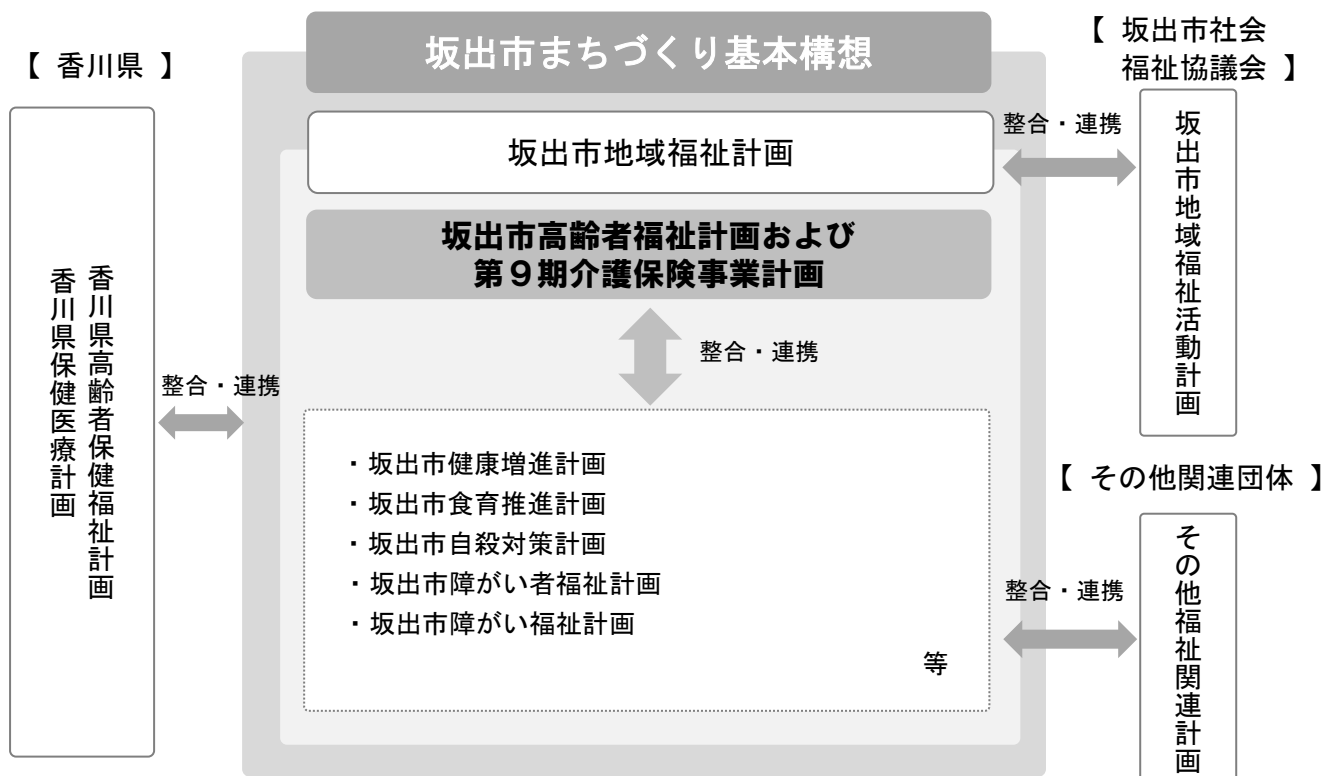
本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定するものです。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画で、保健・医療・福祉の関係機関と住民がともに協力しあって取り組むための共通指針としての性格を持ちます。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、本市における要介護者や要支援者の人数、介護サービスや介護予防サービスの利用意向などを勘案し必要なサービス量を見込み、介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

## 2 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、本計画の上位計画にあたる「坂出市まちづくり基本構想」や本市の福祉分野の関連計画との調和、国・県の関連計画との整合を図りながら策定するものです。

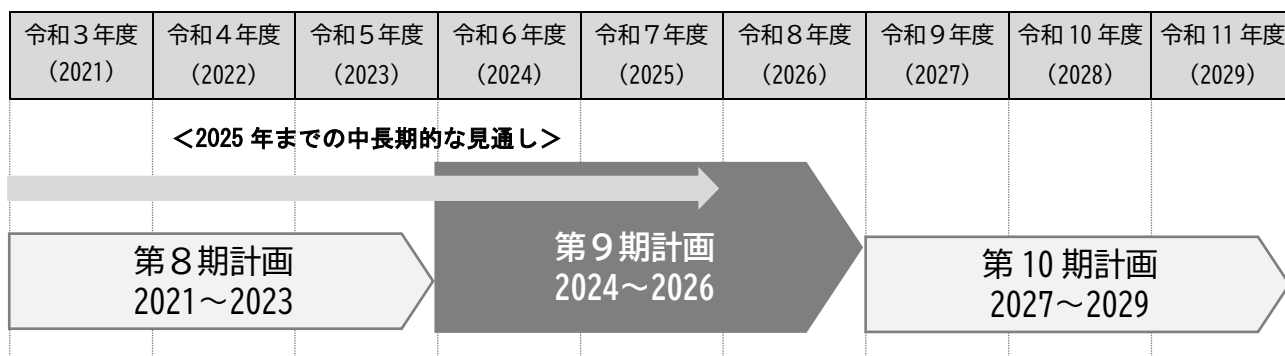


### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度～令和8年度の3年間です。

本計画の期間において、団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となる、これまで「地域包括ケアシステムの構築」の目途としていた2025年を迎えることとなります。

高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれる中で、2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進するとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保することが重要となっています。



### 4 計画の策定体制

#### (1) 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会

保健・医療・福祉・介護の各分野における専門家、学識経験者、被保険者の代表者等を委員とする「坂出市高齢者福祉計画等策定協議会」を設置し、審議・検討を行います。

#### (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

一般高齢者および事業対象者、要支援認定者を対象に令和5年2月10日から令和5年3月10日の期間で調査を実施しました。

	配布数	回答数	回答率
一般高齢者・事業対象者	2,500通	1,777通	71.1%
要支援認定者	1,000通	681通	68.1%

### **(3) 在宅介護実態調査の実施**

在宅で生活している要支援・要介護者のうち、令和5年1月～4月の期間に「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」のための、認定調査を受けたかたを対象に実施しました。

	調査件数	回答数	回答率
要支援・要介護認定者 (更新・変更申請)	474件	265件	55.9%

### **(4) 介護サービス事業者・法人アンケート調査の実施**

市内で事業所を運営している介護サービス事業者に、アンケート調査を実施し、介護サービスの取り組み意向がある事業者にはヒアリング調査を実施する予定です。

### **(5) 地縁組織や各種団体等アンケート調査の実施**

自治会、民生児童委員、地区社協、老人クラブ、婦人会、シルバー人材センター、社会福祉協議会等へのアンケート調査を実施する予定です。

### **(6) 庁内関係各課への意見聴取の実施**

「坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画」の事業の取り組みの実績、評価、課題と対応策について調査を行いました。今後、次期計画に向けて意見を聴取していく予定です。

## 5 第9期計画の基本指針の基本的な考え方

基本指針の見直しのポイント	内容
1 介護サービス基盤の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えた、計画的な介護サービス基盤の整備</li> <li>・医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化</li> <li>・複合的な在宅サービスの整備</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及</li> </ul>
2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現</li> <li>・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備</li> <li>・属性や世代を問わない包括的な相談支援等（重層的支援体制整備事業）</li> <li>・介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備</li> <li>・保険者機能の強化</li> </ul>
3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施</li> </ul>

出典：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和5年3月）